

はじめに

道では、北海道における住生活の安定の確保などをめざし、住生活基本法に基づく都道府県計画として「北海道住生活基本計画」を平成24年3月に定め、「安全で安心な暮らし」の創造、「北海道らしさ」の創造、「活力ある住宅関連産業」の創造の3つの目標を掲げ、良質な公営住宅の供給推進、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進、「北方型住宅」や「北海道R住宅」の普及促進などに取り組んできました。

一方、本道では全国を上回るスピードで人口減少や少子高齢化が進行しており、地域の活力低下や、空き家・空き地の増加などの課題が顕在化しています。また地球温暖化防止の対応が求められる中、住宅分野においてもより一層の環境負荷の低減など、持続可能な住環境の形成に向けた取組が急務となっています。

こうした中、「北海道住生活基本計画」の見直しに当たっては、平成28年3月に閣議決定された全国計画に即すとともに、北海道住宅対策審議会や道民の皆様の意見を伺い、これまでの計画における目標を継続しながら、本道の特性や現状課題を踏まえ、施策の方向性として「若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」、「地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現」のほか「空き家等の活用・適正管理の推進」など8項目を定めました。

とりわけ、道政の最重要課題である人口減少・少子高齢化という課題の解決に向け、住宅施策においても子育て世帯に対する配慮や、空き家対策の推進、移住・定住の促進などを重点的に進めることが必要と考え、

- 「安心して子どもを産み育てることができる住まい・環境づくり」、
 - 「空き家等を含む住宅ストックの有効活用や流通の促進」、
 - 「子どもから高齢者まで誰もが地域で住み続けられる住環境や産業の形成」
- を住宅施策における重点的な取組として位置づけました。

道では、この計画に基づき、道営住宅における子育て支援住宅の整備、公営住宅の再配置によるまちなか居住の推進、「きた住まい」制度を活用した総合的な住宅循環システムの構築、空き家情報バンクによる空き家の活用促進などといった施策を進めてまいります。また、施策の推進に当たっては、地域ごとの課題を的確に把握するとともに、経済・雇用、医療・福祉、まちづくりなどの施策との整合を図りながら、市町村、民間事業者、関係団体などとの連携を一層強化し、安全で安心な北海道らしい住生活の実現に向けて、総合的かつきめ細やかな住宅施策の推進に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

平成 29年 3月

第1章	計画の目的と位置づけ	P1
1	目的と位置づけ	2
2	計画期間	3
3	計画の構成	4
第2章	北海道の特性と住生活を取り巻く現状と課題	P7
1	北海道の特性	8
2	北海道の住生活を取り巻く現状と課題	10
第3章	住宅施策の目標	P17
1	住宅施策の目標	18
2	住宅に関わる水準	20
第4章	住宅施策の方向性	P25
1	若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現	28
2	地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現	29
3	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	30
4	「きた住まい」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築	31
5	リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新	32
6	空き家等の活用・適正管理の推進	33
7	地域を支える住宅関連産業の振興	34
8	魅力ある持続可能な住環境の維持・向上	35
第5章	住宅施策における重点的な取組	P43
1	安心して子どもを産み育てることができる住まい・環境づくり	46
2	空き家等を含む住宅ストックの有効活用や流通の促進	50
3	子どもから高齢者まで誰もが地域で住み続けられる住環境や産業の形成	54
第6章	公営住宅の役割と今後の方向性	P59
1	公営住宅の役割	60
2	公営住宅の供給の目標量	62
第7章	住宅施策の推進に向けて	P65
1	各主体の役割	66
2	住宅施策推進に向けた主体間の協働・連携、関係計画との連携	67
3	地域における住宅施策の推進	68
資料編		P71